

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成30(2018)年4月1日現在、人口148,654人の多摩市は、高度経済成長期におけるニュータウン開発により発展をしてきたベッドタウンであり、都市基盤の急速な整備に伴い人口も大幅に増加してきた。平成25(2013)年度には、多摩ニュータウンの初期に建てられた、大規模集合住宅の諏訪2丁目住宅の建替えにより、新たなまち開きを向かえ、転入者が転出者を大幅に上回った。

今後数年の人口推移については、多摩ニュータウンの初期入居地区に伴うニュータウンの再生により、横ばいと見込んでいるものの、平成72(2060)年には、32%減少し、約10万人になると推計される。主な要因としては、都心区部への転出が増加し転出超過となっていることや、本市の合計特殊出生率が全国平均を大きく下回っていることに加え、多摩ニュータウン開発期に増加した世代(当時20~40歳代が中心)の急速な高齢化により、平成24(2012)年以降は、死亡数が出生数を上回る状況となっているためである。さらに高齢化の急速な進行により、本市の人口構造が大きく変化し、平成72(2060)年には、生産年齢人口(15~54歳)は48%まで低下し、老年人口(65歳以上)は43%まで上昇すると見込まれており、平成22(2010)年の21%と比べ、今後50年で大幅に上昇する見込みである。

こうした背景を踏まえ、「第五次多摩市総合計画第2期基本計画」では、商工業の振興による地域経済の活性化の推進を目標とし、中小企業への支援及び円滑な事業継承や企業誘致の推進等に取り組んでいる。また、「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、安定した雇用を創出し多様な就業を支える環境づくりを目標とし、「雇用促進」、「就労支援」、「創業支援」、「活躍の場」の4つをキーワードに中小企業への支援や商店街振興の支援等の多様な雇用の場の確保や女性、若者、シニアが活躍する環境づくりに取り組み、市内での雇用機会の促進による地域経済の活性化を目指している。本市は、ニュータウン地区と既存地区からなり、市の南側を占めるニュータウン地区では、サービス産業が盛んであり、北側の既存地区においては、製造業が多い。産業構造の特性としては、卸売業・小売業が最も多く全体の約2割を占めている。さらに特化係数(稼ぐ力)も高く、本市の中心的産業と言える。また情報通信業については、全体の1割に満たないが、近年の成長分野であり特化係数も高く今後、本市の中心的産業になっていくと予想される。このことから、本市の地域活性及び雇用創出のために、中心的産業の更なる労働生産性を高めていく必要がある。一方で、本市における製造業の多くについては、雇用力及び特化係数が低くなっており、労働生産性が伸び悩んでいる状況である。これらの産業は、ニュータウン開発とともに多摩市の経済発展を支えてきたため、昨今、機材や設備の老朽化が進んでおり、労働生産性の伸び悩む要因のひとつになっている。

さらに、製造業に限らず多くの市内中小企業が人材確保、定着支援、事業継承等の課題を抱えており、今後は、中小企業の経営基盤の安定化を図る必要がある。

(出典：経済センサス、RESAS、第五次多摩市総合計画第2期基本計画、多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

## (2) 目標

第五次多摩市総合計画第2期基本計画(以下、「多摩市総合計画」という。)では、商工業の振興による地域経済の活性化の推進を目標に挙げている。創業支援や企業誘致等の事業所数の増加だけでなく、中小企業等の事業継承や定着支援等の経営基盤の安定化を図るため、目標設定時(平成25年度)の現状値から平成36(2024)年度までに0.4%増の地域雇用の創出を目標としている。市全体の地域産業の活性化を図るため、中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画を導入することにより、市内事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものを言う。)を年平均3%以上向上させることに加え、雇用創出による従業員数の増加を図り、多摩市総合計画の目標値を達成する。

## (3) 労働生産性に関する目標

市全体の地域産業の生産性の向上を図るため、積極的な設備投資を支援することで、伸び悩む製造業等の底上げをするとともに、中心的産業である卸売業・小売業及び情報通信業の更なる成長を促す。

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものを言う。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、卸売業・小売業をはじめ、情報通信業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済及び雇用を支えている。一方で、運輸業や製造業等、多くの中小企業で人材確保、定着支援、事業継承等の課題を抱えており、経営基盤の安定化を図る必要がある。したがって、導入促進基本計画において定める先端設備等の種類については、本市の地域産業全体の労働生産性向上を実現する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、卸売業・小売業をはじめ、情報通信業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済及び雇用を支えている。一方で、運輸業や製造業等、多くの中小企業で人材確保、定着支援、事業継承等の課題を抱えており、経営基盤の安定化を図る必要がある。したがって、本市の地域産業全体の労働生産性向上を実現する観点から、対象となる区域は多摩市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売業・小売業をはじめ、情報通信業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済及び雇用を支えている。一方で、運輸業や製造業等、多くの中小企業で人材確保、定着支援、事業継承等の課題を抱えており、経営基盤の安定化を図る必要がある。したがって、本市の地域産業全体の労働生産性向上を実現する観点から、全ての業種及び全ての事業を対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

中小企業等経営強化法に基づき、計画期間は国が同意した日から5年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

下記事項に該当する場合は、対象外とする。

- (ア) 人員削減を目的とした取組みである場合
- (イ) 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められる場合
- (ウ) 市税を滞納している者

その他

- (ア) 先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況等について、調査等を実施する場合がある。